

大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱 (通則) 第1条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）<u>第8条</u>第5号の規定に基づく大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、法、同法施行令（令和元年政令第49号。以下「政令」という。）、同法施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 2 (略) (目的) 第2条 この補助金は、法<u>第3条</u>第1項の確認を受けた法<u>第8条</u>第5号に定める専門学校（以下「確認専門学校」という。）の設置者が法<u>第4条</u>第1項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）を行うために要する費用を支弁し、<u>多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭</u>の修学に係る経済的負担を軽減することを目的とする。 (補助金の交付対象及び補助金の額) 第3条 補助金の交付対象は確認専門学校の設置者（以下「設置者」という。）とし、設置者が省令で定める基準及び方法により、特に優れた者で<u>あり、かつ、法第4条第1項に掲げる者に</u>授業料等減免を行うために要する経費について、政令第2条の規定により算出した額を予算の範囲内で交付するものとする。 第4条—第15条 (略) 附則 (略) <u>この要綱は、令和7年4月11日から施行し、令和7年度の事業から適用する。</u>	大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱 (通則) 第1条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）<u>第10条</u>第5号の規定に基づく大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、法、同法施行令（令和元年政令第49号。以下「政令」という。）、同法施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 2 (略) (目的) 第2条 この補助金は、法<u>第7条</u>第1項の確認を受けた法<u>第10条</u>第5号に定める専門学校（以下「確認専門学校」という。）の設置者が法<u>第8条</u>第1項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）を行うために要する費用を支弁し、<u>真に支援が必要な低所得者世帯の者</u>の修学に係る経済的負担を軽減することを目的とする。 (補助金の交付対象及び補助金の額) 第3条 補助金の交付対象は確認専門学校の設置者（以下「設置者」という。）とし、設置者が省令で定める基準及び方法により、<u>特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に</u>授業料等減免を行うために要する経費について、政令第2条の規定により算出した額を予算の範囲内で交付するものとする。 第4条—第15条 (略) 附則 (略)